

◎議 事 日 程（第1号）

平成17年9月9日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 市長招集あいさつ
- 日程第5 承認第6号 専決処分事項の承認について（平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第6 議案第22号 愛西市に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第7 議案第23号 愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第24号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議案第25号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 議案第26号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第27号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第28号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第29号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第14 議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第15 議案第31号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第16 議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結について
- 日程第17 議案第33号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第34号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第35号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 選挙第8号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第21 認定第1号 平成16年度八開村水道事業決算認定について
- 日程第22 認定第2号 平成16年度佐織町水道事業決算認定について
- 日程第23 宣言第1号 愛西市非核・平和都市宣言について
- 日程第24 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小に関する陳情について
- 日程第25 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第26 陳情第8号 国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書の採択を求める陳情について

- 日程第27 陳情第10号 地方の財政力を強化し、義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出についての陳情について
- 日程第28 陳情第9号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第29 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第30 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第31 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について
- 日程第32 決算特別委員会の設置について
(議案の質疑)
- 日程第33 承認第6号 専決処分事項の承認について(平成17年度愛西市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第34 議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結について
- 日程第35 宣言第1号 愛西市非核・平和都市宣言について
(議案の討論・採決)
- 日程第36 承認第6号 専決処分事項の承認について(平成17年度愛西市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第37 議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結について
- 日程第38 宣言第1号 愛西市非核・平和都市宣言について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(54名)

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	11番	田島長生君
12番	青山治重君	13番	真野和久君
14番	鬼頭勝治君	15番	杉野正彦君
16番	浜本七重君	17番	平野博吉君
18番	八木一君	19番	近藤健一君
20番	小沢照子君	21番	井桁憲雄君
22番	後藤和巳君	23番	吉川靖雄君
24番	堀田清君	25番	中島義雄君

26番	桜井敏彦君	27番	佐藤克典君
28番	佐藤肇君	29番	加藤和之君
30番	黒田勝一君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（3名）

10番	後藤嘉親君	31番	大河内通彦君
51番	堀田幸比古君		

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	秘書室長	水谷正君
総務部長	杉山政男君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
上下水道部長	若山富士夫君	市民生活部長	藤松岳文君
保健・福祉部長	中野正三君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

午前10時00分 開会

○議長（横井滋一君）

それでは、愛西市議会9月定例議会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙の中御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、去る2日に行われました愛西市誕生記念式典には、神田知事さん初め大勢の御来賓の皆様をお迎えいたしまして、また、皆様方の御協力をいただき、無事終了しましたことを感謝申し上げます。

さて、本定例議会でございますけれども、条例の制定、改正を初め諸議案が提出されております。いずれも市政推進上極めて重要な案件でありまして、議員各位には十分な御審議をいただき、適切な議決をいただきますよう切望するものでございます。また、議会運営につきましては格段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

本日は、欠席届が10番の後藤嘉親議員、31番の大河内通彦議員、51番の堀田幸比古議員の3名から出ております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、5番・岩間泰彦議員、6番・田中秀彦議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月30日、8月11日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、去る6月30日、8月11日に委員全員と正・副議長御出席のもとに開催をいたしました結果、9月7日から9月28日までの22日間と決しました。しかしながら、台風14号の影響で本日から開催となりましたので、よろしく願いいたします。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますが、今議会から9月13日の中身については、御案内のとおり議案質疑だけとし、一般質問は9月14日、15日に決定をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より28日までの20日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より28日までの20日間と決定いたしました。

承認第6号、議案第32号、宣言第1号につきましては本日議決する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、お願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

まず最初に、海部地区休日診療所組合議会議員の飯田正之議員、お願いをいたします。

○34番（飯田正之君）

海部地区休日診療所組合から報告させていただきます。

6月29日に臨時会がございまして、冒頭、管理者の大治町長からごあいさつがあり、今回、議長・副議長の選出となりました。議長には美和町の宮地直宣氏、副議長には蟹江町の林英子さんがなられました。

4号議案、5号議案、6号議案と過ぎ、同意第1号では監査委員の選任がありました。識見を要する者には十四山村収入役の内海豊さんがなられました。議会議員選出には愛西市の私が選出をされました。全会一致で承認をされました。

続きまして、第3回の定例会がありました。8月18日でございます。

補正予算が出ました。5,454万円でございますが、これは駐車場を購入させていただきます。ただいま休日診療所組合の駐車場は18台しかありません。それで、1日の患者さんが百何名来られますと、非常に駐車場に困りまして、付近も非常に迷惑をするということで、今回、購入することになりました。1,254平米で、今度は48台収容ができます。

続きまして第8号議案でございますが、16年度の一般会計が承認されました。

9号、10号、11号と満場一致で可決をいたしまして、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島水防事務組合議会議員の岡本敏秋議員、お願いします。

○8番（岡本敏秋君）

海部津島水防事務組合の方から報告をさせていただきます。

去る6月29日に臨時議会が開催をされまして、人事案件2件が提案をされました。助役には加藤恒夫さん、弥富町、収入役には十四山村の内海豊さんがそれぞれ満場一致で承認をされました。

以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の大河内克見議員、お願いします。

○43番（大河内克見君）

それでは、海部南部水道企業団、議会報告をさせていただきます。

7月27日から8月1日、6日間にわたり、17年度第2回の定例議会が開催されました。

付議事件は2件、初めに議案第6号で平成17年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）についてであります。収益外決定予算、お手元には記載されておりませんが、総額21億4,769万1,000円から、今回は減額補正31万円ということで、予算総額21億4,738万1,000円とするものであります。減額になる理由は、上水道高金利対策借換債の償還利息の減額によるものであります。続きまして、資本的収支で収支外決定予算額4億5,945万、これに補正額1,170万円を加え、予算総額4億7,115万円とするものであります。これに対して支出は、外決定額14億3,065万1,000円、これに補正額1,170万円を加えて、予算総額14億4,235万1,000円とすることになります。これは先ほどの上水道高金利対策借換債に関するものでございます。

続きまして、認定第1号：平成16年度海部南部水道企業団水道事業決算についてであります。お手元の報告書に記載のとおり、収益的収支で収入は23億1,210万9,628円、支出は21億2,598万9,921円であります。資本的収支で収入は3億4,179万8,852円、支出は9億1,181万9,459円あります。この決算につきましては、7月27日午前中に工務委員会、午後に総務委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。決算につきましては多岐にわたりますので、数字だけを記載させていただきましたが、当年度の収益的収支純利益は1億6,600万7,238円が生じたということでございました。最後に、今後も経営基盤を強化し、高水準の水道事業構築を維持し、拡大できるよう、地域社会の発展に寄与する所存であると、このように結びが締められてございました。

したがって、第2回定例会、議案第6号補正予算、二つ目の認定第1号16年度決算につきましては、全員賛成で可決をいたしました。

以上で海部南部水道企業団の議会報告を終わらせていただきます。

○議長（横井滋一君）

また、閉会中に文教福祉委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

文教福祉委員長、お願いします。

○文教福祉委員長（林 輝光君）

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

文教福祉委員会は、去る7月6日午前10時から佐織庁舎第1委員会室におきまして、正・副議長にも御出席をいただき、開催をいたしました。

当局より佐織中学校校舎等建設工事の概要について説明がありました。主な内容につきましては、敷地面積が2万7,241平方メートル、構造が鉄筋コンクリートづくり4階建て、複合校舎棟の床面積が8,429平方メートルです。特徴としては、ランチルームの設置、都市ガスを燃料とした空調設備、トイレ排水に利用する雨水ろ過設備、防犯対策上、玄関・昇降口に監視カメラの設置、また、バリアフリー対策として段差をなくし、スロープを設置し、階段等には手すりを設置するなど、きめ細やかな設計になっています。完成は平成18年の3月を予定しています。建設現場は住宅密集地ですので、騒音対策を初め、工事期間中は近隣の住民、生徒または関係者に事故のないよう細心の注意を払って施工していただくよう要望しました。また、説明が終わった後、校舎の内部及び外部の仕上げを視察してきました。

以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、私から報告をいたします。

監査委員より、平成17年4月から平成17年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれ写しをお手元に配付いたしております。よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

9月愛西市の定例議会は、先ほどお話がございましたように、9月7日にお願いをしておりました。台風14号の影響がありまして、本日開会ということになります。そんな中、議員各位におかれましては、御多用の中を御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

台風の被害も、この地区では大過なくということで済んだわけでごさいます、アメリカでのハリケーン「カトリーナ」、そして、日本では九州を中心に台風14号による大きな災害もあったわけでありまして、この台風14号も、ラジオで報道されておりました。何かアジア名で「ナービー」という名前がついているようであります。アジア地区では1番から140番まで名前がずうっとついていて、それを台風に当てはめているというようなことも報道がなされておりました。改めて災害防災についての認識を新たにしているところであります。

私も就任以来、早いものでもう4ヵ月が過ぎようとしているわけでごさいます、そんな

中、市政の運営面においても、職員ともども精いっぱい努力をさせておっていただきます。議員各位におかれましても、今後一層御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

去る8月には納涼祭り、あるいは盆踊り大会、各地区とも盛大に開催をされまして、市民の融和の場が大きく広がったという感じがいたしました。また、総合防災訓練もことしは佐屋地区での代表開催ということでありまして、本年の実績を踏まえながら次年度以降の進め方を検討してまいりたいと考えております。

先ほど議長さんからもごあいさつがありました、9月2日には合併後の待望の行事でありました愛西市誕生記念式典を、知事初め多数の御来賓をお迎えして挙行することができました。この点についても厚くお礼を申し上げます。

また、万博関係であります、8月19日の旧立田地区、パナマ共和国の中米7カ国のナショナルデーということでありました。そして、旧佐織地区のチャド共和国については、9月5日に佐織地区の方へ来ていただいて交流の場を持つことができました。これで愛西市関係のナショナルデー、あるいはフレンドシップ事業も一区切りということでありまして、あと数日、18日あまりということで、万博も終えようとしているわけであります。そんなことで、議員の皆さん方にも、それぞれの地区のナショナルデーなどなどでたくさんお世話になりまして、ありがとうございました。

次に、衆議院議員総選挙の方も終盤を迎えておりまして、期日前投票の状況を見ましても、住民の皆さんの関心が高く反映されているようでありまして、相当の出足となっております。きのう現在で2,349名の方の期日前投票がございまして、4.4%ということでございます。9月11日の投票日を控えまして、選挙管理委員会では投票事務に手違いのないよう、万全な準備態勢をとっていただいているところでございます。

そして、きのうは9月8日、この佐屋地区の愛西市初めての敬老会が東海センターで行われまして、この会期中におきましても、各地区ごとの敬老会が開催することと予定をしております。9月16日には佐織・立田地区で、そして9月19日には八開地区で予定をしておりますので、また御出席をいただき、お祝いをしていただきたいと思います。

さて、今定例会には、先ほどの衆議院議員総選挙、国民審査関係の補正予算を専決処分させていただきましたので、その承認議案を初め、当面する条例改正、平成17年度補正予算、平成16年度水道事業会計決算等の18議案を御提案申し上げ、御審議をお願いするものでございます。その主な項目につきまして、提案の趣旨を述べさせていただきます。

まず、議案第22号：収入役を置かない条例についてであります。6月議会の時点では、合併直後のことでもあり、収入役を置きたいという答弁、考え方を示してまいりました。その後、総務省が地方行革と効率化に向け、出納長と収入役を廃止するというような考え方があるということがニュースで伝わってまいりました。地方自治法の改正なども今後考えていくというようなことございまして、それと同時に、昨年の合併関連の法改正で、10万人未満の市では収入役が必置要件から外されました。また、この5ヵ月あまりの会計事務などの実情を踏まえまして、収入役事務を助役に兼掌させることが可能と考えたところでございます。組織機構の簡

素合理化なども進めていく前提といたしまして、トップとしてのそうした姿勢を示すためにも決断をしたところであります。

二つ目に、議案第33号：一般会計補正予算についてであります。社会問題となっております石綿アスベストに関して、公共施設への使用実態を調査するため、小・中学校を初め 210カ所あまりに及ぶすべての公共施設の調査委託料、約 2,111万円を計上しました。この調査結果を受けまして、緊急性のあるものにつきましては、改めて予算計上していく考えであります。御指摘をいただいております水道事業への補助金の是正、懸案となっております赤目町地内の歩道設置工事費等が主な内容でございます。

認定をお願いします2件の水道事業会計決算につきましては、企業会計法の適用を受け、一般会計等とは異なり、事業年度終了後3ヵ月を経過した後の最初の定例会へ提出することになっておりますので、御審議の上、御認定を賜りたくお願いを申し上げます。

宣言第1号につきまして、非核・平和都市宣言についてでございます。これも6月定例会でも答弁として考え方をお示ししてまいりました。愛西市誕生の年でもありまして、戦後60年の節目の年を考え、平和への願いを内外にアピールするよう提案をさせていただきました。

以上、主な議案のみの趣旨説明をさせていただきましたが、それぞれの内容につきまして、説明資料なども添付し、また担当部長から説明させますので、どうか十二分に御審議をいただき、いずれも御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、これもお話がございました、大変恐縮でございますが、承認第6号：専決処分の承認について、議案第32号：水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結について及び宣言第1号：非核・平和都市宣言についての3議案につきましては、早期に実施、施行したい案件でございますので、本日、御議決を賜りたく重ねてお願いを申し上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・承認第6号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・承認第6号：専決処分事項の承認について（平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

承認第6号：専決処分事項の承認について（平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号））。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により「平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号）」を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、衆議院議員総選挙等の執行に伴う予算執行に当たり、議会を招集する時間がないと認め、専決処分したので、報告し、承認を求めらるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第8号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、専決処分する。平成17年8月24日専決、市長名でございます。

内容につきましては、担当より説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○総務部長（杉山政男君）

専決第8号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

本文に入らせていただきます。

（歳入歳出予算の補正）第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,053万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億4,753万2,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年8月24日、愛西市長でございます。

歳出の方から御説明させていただきますので、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思っております。

第2款総務費、第4項選挙費で3,053万2,000円の補正計上でございます。合計で8,031万9,000円となるものでございます。その内訳といたしまして、6目の衆議院議員総選挙費で補正額3,043万2,000円、7目最高裁判所裁判官国民審査費で10万円でございます。

衆議院議員総選挙費の第1節の報酬として241万1,000円でございます。選挙管理委員会委員報酬で4人の4日分で10万6,000円、投票管理者報酬として、4地区の期日前投票、一応1日分の投票管理者で49万3,000円、投票立会人報酬といたしまして、4期日前投票所投票立会人、各投票所2名の11日分と、選挙当日の24投票所各3名分でございますけれども、合わせまして162万3,000円の計上でございます。開票管理者報酬として、1人で1万1,000円でございます。それから開票立会人報酬といたしまして、小選挙区と比例区合わせまして合計で20名分の17万8,000円の計上でございます。3節の職員手当等で1,280万円の計上でございます。時間外勤務手当につきましては、期日前投票・開票合わせまして1,200万の計上でございます。それから、管理職員の特別勤務手当80万円の計上でございます。7節の賃金といたしまして、4地区期日前投票事務従事者賃金といたしまして、各投票所2名ずつの11日分で52万8,000円の計上でございます。なお、単価は750円でございます。8節の報償費で、ポスター掲示場協力お礼で、50ヵ所で15万円の計上でございます。11節需用費で468万6,000円の計上でございます。啓発用の懸垂幕、それから横断幕、ポケットティッシュ、投票所・開票所の案内札、事務用品等の消耗品で243万円でございます。期日前投票日及び投票日の当日の食事及びお茶代で85万6,000円でございます。それから印刷製本費で、選挙人名簿、入場券、指名掲示等で140万の計上でございます。12節の役務費で、投票所電話代、入場券郵便料等通信運

搬費で 301万 3,000円の計上でございます。13節の委託料で 512万 7,000円の計上でございます。選挙人名簿登録事務等の委託料で 165万円、ポスター掲示場設置除去委託料、これは 171ヵ所でございますけれども、 307万 8,000円でございます。それから、計数機保守料で 8台分でございます。それから、国民審査読み取り機械の保守料 3台分で、両方合わせまして 39万 9,000円の計上でございます。14節の使用料及び賃借料で、投票所の速報用のファックス 17ヵ所分及び開票所用のコピー機、ファックス賃借料で 31万円の計上でございます。それから 18節の備品購入費で、計数機 2台及び折り畳み式の投票箱 16台の 140万 7,000円の計上でございます。

7目の最高裁判所裁判官国民審査費 10万円でございますけれども、これは国民審査用の看板でございます。設置費を含めまして消耗品で 10万円の計上でございます。

歳入の 7、8 ページをお開きいただきたいと思っております。

13款の国庫支出金、1目の総務費国庫委託金として 3,010万円の補正計上でございます。合計で 3,101万円となるものでございます。その内訳といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金で 3,000万円、最高裁判所裁判官国民審査執行委託金で 10万円の計上でございます。

19款の諸収入の 3目の雑入でございますけれども、これは旧町村歳計剰余金から不足分 43万 2,000円を充てるものでございまして、合計として 11億 5,189万 3,000円とするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第 6 ・ 議案第 22 号（提案説明）

### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第 6 ・ 議案第 22 号：愛西市に収入役を置かない条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○市長（八木忠男君）

議案第 22 号：愛西市に収入役を置かない条例の制定について。

愛西市に収入役を置かない条例を別紙のように定めるものとする。平成 17 年 9 月 7 日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、収入役の事務を助役に兼掌させること及び条例制定に伴い関連する条例を整備するため必要があるからでございます。詳細につきましては、担当より御説明申し上げます。

### ○総務部長（杉山政男君）

愛西市条例第 158 号、愛西市に収入役を置かない条例。

第 1 条は収入役の不設置でございます。地方自治法第 168 条第 2 項ただし書き、これは、人口 10 万人未満の市では収入役を置かず、市長または助役をしてその事務を兼掌させることができる規定に基づきまして、愛西市に収入役を置かないものとするものでございます。

第 2 条は収入役事務の兼掌でございます。収入役の事務は助役が兼掌するものでございま

す。

第2項では、前項の場合において、助役に事故があるとき、または助役が欠けたときは、市長が収入役の事務を兼掌する規定でございます。

附則といたしまして、施行期日でございますけれども、第1項で、この条例は、平成17年10月1日から施行するものでございまして、収入役を置かない条例の制定に基づきまして、第2項で愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第1条中、これは趣旨でございますけれども、「助役及び収入役」となっていますのを、「収入役」を削り「及び助役」に改めるものでございます。

別表第1の収入役の給料月額70万1,000円でございますけれども、その収入役の項を削るものでございます。

別表の第2でございますけれども、これは国内旅行の表及び外国旅行の表から収入役を削るものでございます。

それから別表の第3中でございますけれども、これは支度料と死亡手当の表から収入役を削るものでございます。

なお、議案第22号資料として本日配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第23号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第23号：愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第23号：愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてでございます。

愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第43号）を別紙のように廃止するものとする。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市長職務執行者の任期が終了したため、廃止する必要があるからでございます。内容につきましては、担当より説明申し上げます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、愛西市条例第159号：愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例。

愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第43号）は、廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしく

お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第24号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第 8 ・ 議案第24号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第24号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第 145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成17年 9 月 7 日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからでございます。内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○消防長（古川一己君）

それでは、失礼いたします。愛西市条例第 160号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、公務災害補償条例の第 1 条の中におきまして、水防法第34条に規定する、また、第 2 条につきましては水防法第17条に規定するというおのこのところを、4 5条、24条に改正するものでございますけれども、内容につきましては、水防法第34条と申しますのは、水防法の第17条の規定による一般協力者が水防事務により負傷し、またその場合の災害の補償でございます。この17条につきましては、一般協力者とはという部分でございますけれども、居住者またその現場にいた人で水防管理者等の協力依頼により水防に従事した者というのが規定されております。それぞれの目的、また補償を受ける権利者を定めた部分でございますけれども、今回、水防法が現行40条立ての水防法が54条立てに改正されまして、その条文に基づいた条の改正のみでございまして、内容につきましては何ら変更はございません。

この条例の改正につきましては、17年の 7 月 1 日から適用するものでございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9 ・ 議案第25号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第 9 ・ 議案第25号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第25号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第 148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、現在遮熱材料として使用することが想定されない石綿について、例示から削ること及び火災に関する警報の発令中に一定の条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ること等を改正する必要があるからでございます。内容につきましては、担当より説明をさせます。

○消防長（古川一己君）

それでは、失礼いたします。愛西市条例第 161号：愛西市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正におきまして、第4条、これにつきましては、ボイラーの構造基準が定められた部分でございます。その1項1号中、これにつきましては、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から、現在使用することが想定をされない石綿を削るという改正でございます。

第29条でございますけれども、これにつきましては、火災警報発令中における火の使用制限でございます。その火の使用制限の中に、山林、原野等で火災が発生するおそれが大であると認め、市長が指定した区域内において喫煙を制限する1号を追加制定するものでございます。

また、第4章につきましては章名、また1節の説明、2節の説明の関係でございますけれども、これにつきましては字句の整理改正でございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第26号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第26号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第26号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第 115号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成17年9月7日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、改正をする必要があるからでございます。内容につきまして、担当より説明させます。

##### ○市民生活部長（藤松岳文君）

それでは、失礼をいたします。愛西市条例第 162号でございます。愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、廃棄物処理業または廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を市町村長に届け出なければならないとし、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律第7条の2第4項が新設されました。この4項と申しますのは、申請者が次のいずれにも該当しないことということで、イからヌまであるわけですが、イといたしまして、青年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ない者とか、ロといたしましては、禁固以上の刑に処せられ、その執行終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者とか、それぞれ記入があるわけですが、欠格要件が厳格化されたわけですが、これに伴いまして、愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条、許可業者の変更、廃業の届け出に、法第7条の2第4項を追加するものでございます。

なお、附則にありますように、施行期日は平成17年10月1日からとなっておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第27号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第27号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第27号：愛西市職員定数条例等の一部改正について。

愛西市職員定数条例（平成17年愛西市条例第27号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成17年9月7日提出、市長名であります。

提案理由としまして、この案を提出するのは、記載事項を修正するため必要があるからでございます。内容につきましては、担当より説明させます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、はねていただきまして、愛西市条例第163号：愛西市職員定数条例等の一部を改正する条例でございまして、今回、三つの条例の改正をお願いするものでございまして、第1条は愛西市職員定数条例の一部改正、第2条は愛西市税条例の一部改正、第3条は愛西市手数料軽減特別条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第27号資料、愛西市職員定数条例等の一部改正の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。議案第27号の資料でございます。

愛西市の職員定数条例で、第2条で職員の定数でございしますが、改正前で、第1号で市長の事務部局の職員428人を改正後は439人とするものでございまして、第8号の水道事業の事務部局の職員21人を改正後は10人とするものでございまして、これは、臨時会の折に、水道事業の事務部局の職員の件でございますけれども、これは定数配分の関係で、水道事業というのは上下水道を含めてという表現であらわし方をいたしました。その後、水道事業が企業会計ということから、水道事業をより明確化するために、今回、改正するものでございます。総定数の624人には変わりございません。

次に、愛西市税条例の件でございますけれども、1点目は、第67条の固定資産税の納期の関

係でございます、はねていただきますと、68条の固定資産税の徴収の方法、それから69条の固定資産税の納税通知書の関係でございます。この第1点目は、都市計画税関係の削除でございます。それから第2点目は、第70条の固定資産税の納期前の納付の関係でございます、いわゆる前納報奨金関係の一部改正でございます。

1点目の都市計画税につきましては、海部西部4町村合併協議会において、現行のとおり課税しない、ただし、今後の都市計画事業の状況を勘案し、新市において検討を行うものとなっておりますけれども、税条例を再検討いたしましたところ、都市計画税の条例が制定されていないにもかかわらず、一部税条例の中に都市計画税に係る文言が記載されておりましたので、今回、新旧対照表の改正前の実線部分の記載事項を修正するものでございまして、そのために修正して、今回、税条例の一部改正をするものでございます。

それから、2点目の固定資産税の納期前の納付は、いわゆる前納報奨金の件でございますけれども、これも先ほどと同じように再検討いたしましたところ、一部字句が脱落しておりましたので、記載事項を修正するため、今回の税改正をお願いするものでございます。具体的には、第1期の納期——5月1日から5月31日まででございますけれども——の期間内に第2期、第3期、第4期を合わせまして納付したときは100分の5の前納報奨金を交付するもので、その額が年額5万円を超える場合は、その超える部分の額については交付しないに改めるものでございます。

次に、愛西市手数料軽減特別条例、第1条をごらんいただきたいと思います。第1条では、「愛西市役所で取り扱う事務の手数料中り災に関するもの又は災のため、その復旧、復興等の資金借入れ等に関するものについては、この条例の定めるところによりその手数料を減額し、又は免除する」となっていますのを、実線部分の「減額し、又は」を削除するものでございます。この特別条例につきましては、旧佐屋町の条例としてあったものでございますけれども、この条例等については減額の規定がございませんので、今回、削除するものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第28号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第28号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第28号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、記載事項を修正するため必要があるからでございます。内容につきましては、担当より説明申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、愛西市条例第 164号をお願いいたします。愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

今回、第 1 条から第 4 条までの 4 本の条例の一部改正をお願いするものでございます。今回の改正の主な点といたしましては、字句の訂正及び文言を統一させていただきました。なお、条文の内容等につきましては一切変わるものではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議案第28号の資料をつけさせていただいておりますので、そちらの方で説明をさせていただきますと思います。

まず最初に、第 1 条でございますが、愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございますが、第 7 条で第 1 号中でございますが、「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」となっておりますが、あるの次に「と認める」を加えるものでございます。

次に第 2 条でございますが、愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例でございますが、第 6 条第 1 号中、こちらの方も先ほどと同じように字句を加えさせていただきます。同じ内容でございますので、省略をさせていただきます。

第 3 条、愛西市プールの設置及び管理に関する条例でございますが、こちらに関しては、使用の許可の制限の内容になっておりますが、第 6 条といたしまして、「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない」となっておりますのを「使用を許可しない」の前に「プールの」と字句を追加させていただきます。

次に第10条でございますが、使用料に関しての定めでございます。「使用者は別表に定める額の使用料を納入しなければならない」となっております。まず最初に、こちらを「納入」を「納付」に改めるものでございます。はねていただきまして、先ほどの条文が続きになっておりますが、「ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる」となっております。この「理由」を「事由」に改めるものでございます。

次に第 4 条、愛西市学校体育施設の開放に関する条例でございますが、こちらの方の第 1 条、趣旨になっております。こちらの方もアンダーラインで示しております「開放し市民」と続けて改正前はなっておりますのを、今回「開放し」句読点をつけまして、「市民の健康に保持する」といった内容で、句読点だけを追加させていただきます。

次に第 8 条でございますが、使用許可の取消し等でございますが、この第 8 条につきましては、条文が第 1 項と第 2 項にまたがっております。今回、共通する内容でございましたので、条文の整理をさせていただきまして、次のように改めさせていただきます。第 8 条「教育委員会は、使用者が第 6 条の規定に違反したとき、公共の福祉のためにやむを得ない理由があるとき、及び災害その他特別の事由があるときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用中

止を命ずることができる」と改めさせていただきます。

次に第9条でございますが、こちらは使用料を定めたものでございます。こちらにつきましても、第1項、第2項と2項にまたがっておりましたものを一つにまとめたものでございます。第9条といたしまして、「学校開放の利用者は、別表に定める額の使用料を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りではない」と改正をするものでございます。

次に第10条、使用料の減免でございますが、こちら「市長は、特別な理由がある」としたものを「特別な事由」に改めるものでございます。

次に第11条でございますが、使用料の不還付を定めたものでございます。こちらの方も字句の改正でございます。「納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の事由」とありますのを「特別な事由」と改めるものでございます。

最後に、別表の関係でございますが、別表第9条関係でございますが、学校名及び開放施設の欄の中でございますが、合併によりまして、旧佐織地区の西中学校が佐織西中学校に名称が変わった関係で、こちらの方を落としておりましたので、改めさせていただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行をし、平成17年4月1日から適用するものとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第29号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第29号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第29号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年9月30日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から設楽町、津具村、鳳来町、作手村、渥美町及び田原渥美清掃施設組合を脱退させることについて、議決を求める。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から設楽町、津具村、鳳来町、作手村、渥美町及び田原渥美清掃施設組合を脱退させることについて協議するため必要があるからでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。議場の時計で15分から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第30号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第14・議案第30号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第30号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成17年10月 1 日から愛知県市町村職員退職手当組合に設楽町を加入させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。平成17年 9 月 7 日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合に設楽町を加え、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。内容につきましては、担当より説明させていただきます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございます。議案第30号資料、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表を御配付させていただいておりますので、その資料に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

第 5 条は議会の組織及び議員の選挙の方法でございます。改正前の下の表を見ていただきますと、議員の選挙区が14選挙区ございますが、その選挙区ごとに組合議員が 1 名ずついますので、改正前は14名をもって組織されていますが、10区の鳳来町、作手村、それから12区の渥美町、田原渥美清掃施設組合が、新城市、田原市とそれぞれ10月 1 日に合併するのに伴いまして脱退することにより、改正後は議員の選挙区が 2 区減少するために12名になるものでございます。

それから、はねていただきまして、議会の選挙区 9 区の項中、改正前「富山村、津具村」を改正後は合併により「富山村」に改め、改正前10区の「鳳来町、作手村」を削り、改正前11区の項を改正後は10区の項とし、改正前12区の項の「渥美町、田原渥美清掃施設組合」を削り、改正前の13区の項を改正後は11区の項とし、改正前の14区の項を改正後は12区の項とするもの

で、規約の方へ戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項は、この規約は、平成17年10月1日から施行するものでございまして、第2項は、現に在職する議員の経過措置でございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第31号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第31号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第31号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年11月26日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から富山村を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から富山村を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて協議するため必要があるからであります。内容につきましては、担当より説明させます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約でございます。

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正するものでございまして、別表9区の項中「豊根村、富山村」を平成17年11月27日の合併により「豊根村」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この規約は平成17年11月27日から施行するものでございます。

第2項は、現に在職する議員の経過措置でございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第32号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第32号：水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第32号：水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結について。

下記のとおり、水槽付消防ポンプ自動車売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車売買契約。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約金額、金 3,066万円。4. 契約の相手方、名古屋市中区栄5丁目1番35号、株式会社モリタ名古屋支店、代表者名 中川龍太郎。5. 納入期限、契約の翌日から平成18年3月10日まで。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、水槽付消防ポンプ自動車購入のため必要があるからであります。本日、お手元の方へ32号の資料も添付をさせていただきました。お目通しをいただきたく思います。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第33号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）。

平成17年度愛西市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 489万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 216億 5,242万 5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年9月7日提出、市長名でございます。内容につきましては、担当より説明をさせます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方から、議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

大変申しわけございませんけれども、歳出の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。この関係につきましては、概要書の方もお配りをさせていただいておりますけれども、予算書の方で順次御説明を申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の関係でございますが、1,529万9,000円の減額をお願いしております。これは、収入役を置かない条例の制定も御提案申し上げておりますけれども、その収入役を置かないことによりまして、2節の給料から19節の負担金、補助及び交付金、いわゆる人件費に関連いたします減額ということで、今回、計上をさせていただ

ております。

目5 会計管理費、補正額 180万円の追加をお願いしております。これは、会計室の職員の時間外勤務手当の関係について追加をお願いするものでございますが、合併後、支払調書等の整理について、相当数の支払調書の枚数が出ております関係で、その整理について時間外勤務手当をお願いするというものでございます。

目6 財産管理費、補正額 1,023万 8,000円をお願いしております。節11におきまして修繕料の関係でございますが、これは電算室空調設備の改修といたしまして 378万円計上させていただいております。これは、電算室の室温を一定に保つため、現在2機の空調が整備してございますが、実は設置をいたしまして15年も経過をしておるという現状でございますが、現在の能力では室温を一定に保てないということから、現在の2機から4機に取りかえをさせていただくというものでございます。よろしく願いいたします。12役務費におきまして1万 2,000円追加をお願いしております。これは、新規車両購入ということで、軽四ワゴン車を購入する予定であります。それに伴います任意保険料を計上させていただいたという内容でございます。続きまして、節13委託料の関係でございますが、アスベスト製品調査委託料といたしまして 644万 6,000円の追加をお願いしております。この財産管理費におきましては、教育施設を除く本庁舎を初めといたしまして、各分庁舎、コミュニティーセンター、保健センター、保育園、児童館等を対象に今回計上をさせていただいております。それぞれの施設箇所、自転車小屋とか車庫等も含めまして 151ヵ所を対象といたしまして、今回、調査費の方を計上させていただいております。よろしく願いを申し上げます。

項8 総合支所費、目2 八開庁舎費で 100万円の追加をお願いしております。これは、11需用費におきまして 100万円。内容といたしましては、八開庁舎の空調設備に供給する、これはLPガスの関係でございますが、そのLPガスのシステムの故障によりまして、液化ガス装置の交換が必要になったということから、今回、100万円の補正をお願いするというものでございます。よろしく願いを申し上げます。

続きまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきまして 600万円。28繰出金におきまして、これは国保特別会計への繰出金で 600万円の追加をお願いするものでございますが、内容につきましては、国保会計職員の時間外勤務手当に要する額につきまして繰り出しをするという内容でございます。

目2 老人福祉費、節7 賃金、臨時職員賃金といたしまして54万円の追加をお願いしております。これは、出産予定の職員があることから、臨時職員1名をお願いするという内容のものでございます。

続きまして、大変申しわけございません。11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

前ページからの続きでございますが、節28繰出金におきまして 812万 5,000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、介護保険特別会計への繰出金ということで、これは、後ほど担当部長さんの方からも詳細な説明がとおりだと思っておりますけれども、いわゆる

介護保険法の改正に伴いますシステムの改修費として 412万 5,000円と、これも介護保険関係に従事します職員の時間外勤務手当 400万円、合わせまして 812万 5,000円を一般会計から繰り出すというものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして目 3 保険年金費、補正額 170万円。3 職員手当等におきまして、時間外勤務手当 170万円をお願いしております。これは、保険年金課の方におきまして、合併後の事務処理等あるいは給付事務等に、時間外において事務処理をする時間が多うございまして、それに関連する時間外勤務手当ということで、170万円の追加をお願いしております。

項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費でございます。13 委託料におきまして14万 1,000円の追加をお願いしております。これは、生活保護の経理事務等に対応するために、パソコン 2 台分の保守委託料として14万 1,000円の計上をお願いしております。また、18の備品購入費におきまして18万 8,000円の追加をお願いしてございますけれども、これにつきましては、事務処理の迅速化を図りたいということから、パソコン 1 台購入をお願いするという内容のものでございます。

続きまして、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の関係でございます。19 節の負担金、補助及び交付金におきまして、愛西市水道事業補助金 3,800万円の減額をお願いしております。この件につきましては、さきの定例議会の本予算審議におきまして、議員各位に大変御迷惑をおかけいたしました。本予算編成時におきましては、款13諸支出金、公営企業費の繰出金のいわゆる予算額と重複計上になっていたということから、このたび水道事業会計に対する補助金を整理といいますか、是正をさせていただくために減額をお願いするというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

目 4 環境衛生費、23償還金、利子及び割引料におきまして25万円の追加をお願いしております。これは、佐屋霊園墓所の返還に伴う還付金といたしまして25万円追加をお願いするものでございますけれども、年度当初におきましては、一応 3 件の使用料返還金を見込んでおりましたが、現在、4 件の申し込みがあるということで、差し引き 1 件分について追加補正の方をお願いするという内容でございます。

続きまして、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費の関係でございますが、節11消耗品費におきまして45万円の追加をお願いしております。これは、廃乾電池の拠点回収に加えまして、各集積所でも回収することに伴いまして、いわゆる回収箱の不足を補うために、回収箱 300個分について今回追加をお願いするという内容でございます。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費におきまして14万 2,000円の追加をお願いしております。節11需用費におきまして、農業委員会選挙人名簿登載申請書について、いわゆる個人情報保護の観点から、窓あき封筒による送付を実施すべき、その封筒の印刷製本費といたしまして6万 3,000円、節13委託料におきまして、その申請書の封筒への封入作業委託料といたしまして7万 9,000円、それぞれ追加をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

目 5 農業土木費の関係でございますが、19負担金、補助及び交付金におきまして159万4,000

円の追加をお願いしております。この内容につきましては、立田排水機場が竣工いたしましてから25年以上が経過をいたしまして、各機器に老朽化が進み、排水機維持管理上支障が出ておると。したがって、早急に整備計画を立てる必要があるということから、現状18年度を目標に事務を現課の方で進めております。そして、補助事業採択を受ける要件といたしまして、予防保全計画書というものを策定する必要が出てまいります。その策定委託業務に係る、いわゆる愛西市の負担分として、このたび 159万 4,000円について追加をお願いするものでございます。なお、この説明欄にも事業名が掲載してございますけれども、この負担金の名称ですが、従来からこの名称を用いておることから、この名称を使用させていただきまして今回計上の方をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、大変申しわけございません。13ページ、14ページをお開きください。

目7水田農業構造改革対策費の関係で34万 2,000円の追加をお願いしております。それで、この補正の内容につきましては、水田農業構造改革推進費に対して交付されます、いわゆる県費補助金の交付決定額が現状の予算額を上回って、交付決定の方もいただいておりますが、上回ったのが原因でございまして、当初見込んでおりました、ここにも今回記載をさせていただいておりますように、節11、12、14、あるいはまた27といった、いわゆる事務消耗品の予算の執行が今後見込みがなくなったということで、それぞれ予算の整理をさせていただきまして、節18の備品購入費におきまして、いわゆる事務の省力化を図るための紙折り機1台、これが28万 4,000円、それと広範囲にわたる集団転作の現地確認に利用したいということから公用車1台、これは90万 6,000円の予算でございますが、それを購入するために、合わせて 119万円の追加をお願いするという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節15工事請負費におきまして 1,100万円の追加をお願いしております。これは、八開地区赤目町地内におきまして、広域農道整備事業と並行して、いわゆる市単独事業で施工いたします歩道設置工事の関係でございまして、一応歩道設置工事、延長は 356.3メートル、幅員におきましては3.75メートルについて工事の方を施工してまいりたいということで、今回、補正をお願いするものでございます。

続きまして、目5渡船業務運営費で22補償、補填及び賠償金で1万 6,000円の追加をお願いしております。これは、日原渡船場におきまして、組合員の方が維持管理のため草刈り作業中に負傷をされたということで、いわゆる労働基準法の規定に基づく休業補償費について予算計上をお願いするというものでございます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の関係で、節13委託料におきまして、アスベスト製品調査委託料といたしまして 1,466万 6,000円の追加をお願いしております。これは、各小・中学校の校舎あるいは体育館、給食センター、公民館等、教育施設、附属施設も含めまして、延べ59カ所について調査の方を実施してまいりたいということで、今回、補正の方をお願いしております。

続きまして、歳出に関連する歳入の関係でございますが、大変申しわけございません。前後いたしますが、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

款14県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金におきまして水田農業構造改革推進費補助金といたしまして23万3,000円の追加をお願いしております。これは補助金の交付決定通知に伴うものでございまして、その通知に伴いまして補正の方をお願いするというものでございます。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金におきまして414万円の追加をお願いしております。内容につきましては、前年度、介護給付費の精算に伴いまして、介護保険特別会計から一般会計へ繰り入れをお願いするというものでございます。

款19諸収入、項5雑入、目3雑入の関係でございしますが、節2旧町村歳計剰余金で52万円の追加をお願いしております。これは、このたびの補正額の財源調整として、歳計剰余金の方を充当させていただいたという内容でございまして、以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第34号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第34号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第34号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,804万4,000円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年9月7日提出、市長名でございまして、担当より説明させます。

##### ○保健・福祉部長（中野正三君）

それでは、議案第34号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

事業勘定で補正総額2,543万6,000円を計上しております。

申しわけございませんけど、歳出から御説明を申し上げますので、9ページ、10ページをお開きをお願いいたします。

1款一般管理費で職員の時間外勤務手当として600万円を計上しておりますが、これは、合併後の事務処理と給付事業等に要する時間が多く、お願いをするものでございます。

9款諸支出金で一般被保険者保険税還付金の過年度償還金に不足が見込まれますので、150万円を計上させていただきました。償還金として、前年度交付金の精算に伴う退職者療養給付費交付金返還金として1,793万6,000円の計上でございます。

戻っていただきまして、7ページ、8ページの歳入をお願い申し上げます。

歳出に伴います財源として、3款で療養給付費等交付金で660万1,000円と、8款で一般会計繰入金として600万円を計上し、歳出に不足する1,283万5,000円は旧町村歳計剰余金をもって充てさせていただきました。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第35号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第19・議案第35号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第35号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,548万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億241万9,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年9月7日提出、市長名でございます。内容につきましては、担当より説明をさせます。

○保健・福祉部長（中野正三君）

それでは、議案第35号・平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

保険事業勘定で補正総額2,548万2,000円を計上しております。

それでは、申しわけございませんけど、歳出から御説明を申し上げますので、9ページ、10ページをお開きをお願いいたします。

1款一般管理費で職員の時間外勤務手当400万円を計上しておりますが、これは、合併後の事務処理と、第3次介護保険計画の策定及び介護保険法の改正に伴う事務処理に要する時間が多く、お願いを申し上げます。そして委託料でございますが、介護保険システム改修委託料471万3,000円は介護保険法の改正に伴うもので、うち特定財源として計上してございますが、58万8,000円が国庫補助金となっております。

2款保険給付費は、歳入に伴う財源の移行でございます。

6款諸支出金は、前年度介護給付費精算に伴うものでございます。国庫支出金等過年度分返還金等としまして1,262万9,000円でございますが、その内訳でございますが、国庫支出金567万1,000円、県支出金354万2,000円、支払基金で341万6,000円のそれぞれの返還金となっております。

同じく精算で一般会計繰出金として414万円を計上させていただいております。

戻っていただきまして、7ページ、8ページの歳入をお願い申し上げます。

歳出に伴う財源といたしまして、3款で国庫補助金58万8,000円、4款で介護給付費交付金266万5,000円と、7款一般会計繰入金で812万5,000円を計上し、歳出に不足する1,410万4,000円は旧町村歳計剰余金をもって充てさせていただきました。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・選挙第8号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・選挙第8号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について御説明をいたします。

海部地区休日診療所組合議会議員には、現在、飯田正之議員に御活躍をいただいておりますが、今回、規約の改正がございました。したがって、組合への議員さんが2名となりました。先ほど全員協議会の場所でも議長からもお願いをいたしておりますが、再度もう1名の方をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

任期につきましては平成19年3月31日となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・認定第1号：平成16年度八開村水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、平成16年度八開村水道事業決算認定についてをお願いいたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、平成16年度八開村の決算を監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。内容につきましては、担当より説明をさせます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、平成16年度八開村水道事業決算認定の概要について御説明をさせていただきます。

まず、平成16年度の収益的収支につきましては、総事業収益1億2,244万9,651円で、前年度に比べ540万9,766円ということで4.6%、また、事業費用につきましては1億1,187万8,251円ということで、前年と比べ333万9,867円、3.1%、いずれも増加となっております。

す。以上の結果、平成16年度の収益的収支につきましては 1,057万 1,400円の純利益が生じました。

次に、資本的収支につきましては、支出合計 1,940万 2,958円、前年度に比べ1,084万1,524円、35.8%の減額となっております。これに対する財源としての収入は 236万円で、前年度に比べ 118万円の減額となっております。この不足する財源としては、過年度分損益勘定留保資金と内部留保資金で補てんをいたしております。

なお、詳細なる説明につきましては、水道事業報告書に記載をさせていただいております。また、添付させていただいております説明書に詳しく書かせていただいておりますので、よくごらんいただきたいと思います。甚だ簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・認定第2号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・認定第2号：平成16年度佐織町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

認定第2号：平成16年度の佐織町の水道事業決算につきましてお願いするものでございます。先ほどの1号と同様、水道事業につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づいて、平成16年度の佐織町の決算を監査委員の意見を添付しまして議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、担当より説明させます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、続きまして平成16年度佐織町水道事業決算の認定書について、概要を説明させていただきます。

平成16年度の収益的収支につきましては、総事業収益 3億 251万 2,296円で、前年度に比べ 1,136万 3,439円、3.9%、また、事業費用は 2億 9,720万 7,532円で、前年度と比べ 1,335万 754円、4.7%、いずれも増加となっております。以上の結果、平成16年度の収益的収支につきましては、530万 4,764円の純利益が生じました。

次に、資本的収支につきましては、支出合計 1億 1,274万 9,226円で、前年度に比べ 6,430万 3,956円、36.6%の減額となっております。これに対する財源としての収入は 8,708万 3,650円で、前年度に比べ 1,472万 8,016円の減額となっております。この不足する財源としては、過年度分損益勘定留保資金と内部留保資金で補てんをいたしております。

なお、先ほど同様、詳細なる説明につきましては水道事業報告書に記載をさせていただきました。また、添付させていただいております説明書もよくごらんいただきまして、よろしく御審議賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

##### ○議長（横井滋一君）

ただいま提案説明がありました認定第1号、認定第2号の平成16年度決算につきましては、監査委員の金森懿市議員より審査結果の報告をしていただきます。

○57番（金森懿市君）

去る8月2日、3日、八開庁舎において平成16年度佐織町及び八開村水道事業会計決算審査を、河原 操監査委員と私の2名によりまして実施いたしました。

平成16年度水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、事業収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び事業報告書、その他提出関係書類並びに現金預金等について審査した結果、経理は決算書と符合し、その処理は財務規定に準拠しており、的確に処理されていたことをここに御報告いたします。

なお、審査過程において、上水道事業経営に当たっては、安全で良質な水道水の安定供給、災害に強い施設整備、給水機能の拡充に努め、市民福祉の向上に寄与されること、上水道使用料未納者に対する滞納整理に努力していただくこと、また、今後の課題といたしまして、町村間の水道料金の格差を是正し、公平性を期すためにも、将来、愛西市全体での海部南部水道企業団への加入について検討していただくことを要望いたしましたので、つけ加えて御報告させていただきます。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

ここで暫時休憩をとります。よろしくお願ひします。午後は13時30分から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

おそろいでございますので、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・宣言第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第23・宣言第1号：愛西市非核・平和都市宣言についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

宣言第1号：愛西市非核・平和都市宣言について。

愛西市非核・平和都市宣言について、別紙のとおり提案するものとする。平成17年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、戦後60年を迎え、原爆による被爆体験が風化されつつある中、愛西市となったことし、核兵器の脅威と人類の恒久平和への願いを改めて訴えるためであります。内容につきましては、担当より説明をさせます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方から内容の説明をさせていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。説明につきましては、この宣言文の朗読をもって内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

愛西市非核・平和都市宣言（案）。

世界の恒久平和は人類共通の念願であり、核兵器の廃絶は生きとし生けるものの死活にかかわる最も重要かつ緊急の課題となっている。

我が国は、世界最初で唯一の被爆国であり、核兵器の恐ろしさや被爆者の今なお続く苦しみを声を大にして全世界の人々に強く訴え、二度とあの惨禍を繰り返させてはならない。

愛西市は、非核三原則を遵守し、核兵器の廃絶と人類の恒久平和のために努力することを決意し、ここに議会の議決をもって「非核・平和都市」を宣言する。平成17年9月、愛知県愛西市。

なお、この日付の関係でございますけれども、空白となっております。実はこの空白の関係につきましては、御議決をいただいた日をもって市の宣言する日として、そういった取り扱いをしたいということから空白とさせていただいておるといふものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・陳情第6号から日程第27・陳情第10号まで（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・陳情第6号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小に関する陳情について、日程第25・陳情第7号：義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第26・陳情第8号：国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第27・陳情第10号：地方の財政力を強化し、義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出についての陳情については同一趣旨でありますので、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第10号については、会議規則第36条の第2項の規定によって提案説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第10号については、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第9号から日程第31・陳情第13号まで（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第28・陳情第9号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第29・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、日程第30・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について及び日程第31・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求め

る陳情については、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第32・決算特別委員会の設置について

### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第32・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり提案説明がありました認定第1号、認定第2号の平成16年度水道事業決算の2件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第1号、認定第2号の決算2件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては12名といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は12名と決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長において、田島長生議員、青山治重議員、岡本敏秋議員、吉川靖雄議員、田中秀彦議員、飯田正之議員、加藤敏彦議員、後藤芳徳議員、祖父江靖議員、黒田勝一議員、桜井敏彦議員、後藤和巳議員の12名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの12名の方々を選任することに決定いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後1時35分 休憩

午後1時47分 再開

### ○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長に報告させます。

### ○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、失礼をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表をさせていただきます。

委員長には吉川靖雄議員、副委員長には加藤敏彦議員であります。よろしくお願いを申し上

げます。

○議長（横井滋一君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月26日午前10時から開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・承認第6号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第33・承認第6号：専決処分事項の承認について（平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第6号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、承認第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第32号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第34・議案第32号：水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

現在、3台ある水槽付きの消防ポンプ自動車について、今度1台を更新するということが、現在、老朽化により廃車されるものと今度新しく購入予定のもの、性能的にどのように変わってくるのか。契約金額についてもどのように変化してくるのか。1点ちょっと説明をいただきたいというふうに思ひます。

それから、本年度の予算で3,300万、これは消費税込みで3,300万の予算ということなんですけれども、実際にこの第1回の入札の記載金額を見ますと、3,300万というのは税抜きで3,142万8,571円ということになりますので、その数字から言うと、平和機械であるとか、あるいは小川ポンプだとかというこの二つの会社については、予算を上回る入札をしているというふうに思ひますけれども、これは当然、予算額については公表されているものでありますので、公表されているにもかかわらず、こういうふうな入札結果になるということについて、その結果についてどのように見ているのか、御説明をいただきたいというふうに思ひます。

○消防長（古川一己君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問の中で3台を有する水槽つき消防自動車という言葉がございましたけれども、今回、この水槽つき消防ポンプ自動車につきましては、当初では2台、本・分署各1台でございます。まずその部分を訂正させていただきます。

それでは、更新車両と現在予定している車両の性能比較でございますけれども、更新車両につきましては昭和63年の整備車両でございます。これにつきましてはの性能比較ということでは、ポンプ等の性能は同じでございます。A2級のポンプを積載いたしております。なお、今回の整備車両につきましては、消防緊急援助隊の登録の前提のもとでの補助事業でございますので、4WDを配備することになります。なお、ポンプの諸元表につきましては、議案第32号の資料の方で御確認をいただきたいと思っております。

それと、契約金額の比較でございます。15年前、昭和63年事業と現在の契約金額との比較というところかと思っておりますけれども、これにつきましては、15年前の水槽つきポンプ自動車、これが1,410万でございます。これにつきましては、すべての車両をこの15年前と比較しますと、このような経費、事業費の比較となってまいっております。それにつきましては、各空気呼吸器等装備品、15年前はそのような装備品等は何もつけておりません。また照明施設もつけておりません。そのような部分でこのような事業費が今回の事業費となるわけでございます。

それと、入札の結果につきまして、予算額3,300万円に対しまして、二、三の業者の入札価格がそれを上回っているのではないかとということでございます。ただ、私どもの予算額につきましても、平成15年に分署の方を整備してございます。これに基づいた装備内容の変更ということで、その部分の経費の積算をいたしまして、今回の予算額を決定させていただきました。ただ、この業者につきましては、その予算書、公表しておりますけれども、目を通しているか確認しているかは私どもの方では確認はいたしておりません。

なお、今回、本日議決をお願いいたしますのは国庫補助事業でありまして、補助事務の手上、また制作期間180日ほどかかります。そのようなことで早期な議決ということでお願いするわけでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりました議案第32号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・宣言第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第35・宣言第1号：愛西市非核・平和都市宣言についてを議題とし、質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

今回、宣言案としては簡潔な宣言案が提案されましたが、どのようにこの宣言案を検討されたのか、経緯がありましたら御報告いただきたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

加藤議員さんの方から、この宣言案についてどのように検討されたのかという御質問をいただいております。これは今回、この宣言案につきましても、既に旧3町村、佐屋町さん、それから立田村、佐織町さん、もう既に宣言をされておられて、当然、従来の旧町村の宣言文について参考にさせていただいておりますし、また、他市といいますか、既に先進的に宣言をされておられます、そういった他市の例も参考にさせていただいた上で、今回、こういう宣言文を整備させていただいて御提案を申し上げたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（横井滋一君）

あとよろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました宣言第1号につきましても、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、宣言第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・承認第6号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第36・承認第6号：専決処分事項の承認について（平成17年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第6号を採決いたします。

承認第6号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第32号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第37・議案第32号：水槽付消防ポンプ自動車売買契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・宣言第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第38・宣言第1号：愛西市非核・平和都市宣言についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

○44番（加藤敏彦君）

愛西市非核・平和都市宣言について、賛成の討論を行います。

愛西市の非核・平和都市宣言につきましては、6月定例議会の一般質問において、八木市長は議会と協議して宣言の方向でという答弁をされました。そして、今議会に提案をされました。愛西市の旧4町村におきまして、佐屋町は昭和57年に非核都市宣言を行い、続いて佐織町が昭和61年に佐織町非核・平和宣言を行い、そして平成7年に立田村が非核・平和宣言を行い、平和行政を取り組んでまいりました。今回、八開村も含めた愛西市が非核・平和都市宣言

を行い、平和行政に取り組む出発点ができました。今、核兵器廃絶をめぐる情勢は国際的な協議において暗礁に乗り上げております。だからこそ、戦後60年、被爆60年のことし、愛西市が非核・平和都市宣言を行い、核兵器廃絶の世論を広げていくことは大変大きな意味を持っております。8月6日の広島での平和記念式典で秋葉市長は、15年後2020年に核兵器の完全廃絶を目指し、新たな行動を起こすことを呼びかけられました。愛西市が、二度と被爆者をつくらない、この地上から一日も早く核兵器がなくなるように、被爆者と被爆地広島・長崎と呼応しながら、愛西市非核・平和都市宣言に基づき、行政と市民が平和の世論を日々、または年々広げていくことを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（横井滋一君）

これにて討論を終結いたします。

次に、宣言第1号を採決いたします。

宣言第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、原案のとおり決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月13日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時01分 散会